

# F X ・ F – 3 5 A の取得には二枚腰で臨め

「F – 3 5 の採用は防衛産業に赤信号」(W E D G E 誌)

防衛システム研究所

副代表 島本順光

## はじめに

平成23年12月20日、わが国はF – 4 E J 戦闘機の後継機種として、米国政府提案のF – 3 5 A 戦闘機を選定した。F – 3 5 にはA, B, C型があり、それぞれ特徴を異にするが、米国を中心とした9カ国の共同開発機である。

我が国はいわゆる「武器輸出三原則」を見直してまで、F – 3 5 A の取得を行おうとしている。FX選定時もF – 3 5 は開発中の航空機であるため、数々の問題点が指摘されていたが、選定から6ヶ月が経過した今、それらの問題点が現実の問題となり、当初予定していた計画に重くのしかかってきている。

ここでは、現在明らかになってきた状況を踏まえ、わが国の国益に沿った対応とは何かを考えてみたいと思う。

## 1 航空自衛隊の防空体制

我が国の防空体制は、主として航空自衛隊が担っている。戦闘機、ミサイル、そしてこれらを適切に運用するための監視・指揮管制システムからなる。

専守防衛を旨とする我が国の防空体制は、わが国に侵攻する可能性のある航空機等に対しても、いきなりミサイルで撃ち落とすということではなく、対象機に近づき、目視によって確認し、その後の対応を決定する。

そのために戦闘機部隊12個飛行隊を全国の航空基地に配備し防空任務に就いている。今回はそのうちの6分の1にあたる、2個飛行隊のF – 4 E J の代替機として最新鋭ステルス戦闘機F – 3 5 A を選定したものである。

F – 3 5 A の選定は、この2個飛行隊を最新鋭の機体とし、防空体制を強化しようと期待したものである。しかしながら、今後少なくとも10年以上にわたり、防空戦闘の主力はF – 1 5 J を装備する8個飛行隊の戦闘機部隊であり続ける。このことは、我が国の防空戦闘は今後10年以上にわたり、在来型の戦闘を前提とするといえる。

しかしながら、選定理由に述べられている如く、周辺諸国の防衛費が飛躍的に増大し、最新鋭の戦闘機開発が進んでいるため、F – 3 5 A を採用するとしているが、開発中のF – 3 5 A を取得するためには、我が国の防衛費は固定化されて柔軟に対応できない。ただでさえ、充分とは言えない我が国の防空態勢の整備にあたって、FXの導入が円滑にいかない場合、虎の子の2個飛行隊が機能しないというゆゆしき事態となる。

## 2 F-35Aの優位性に対する疑問

防衛省の選定したF-35Aは米空軍がすでに実戦配備しているF-22と共に装備しようとする、いわゆる第5世代の戦闘機である。その最も大きな特徴は「ステルス性」である。ステルス性というのは、機体形状・表面塗装による電波反射面積、赤外線放射、レーダーによる電波発信などを最小限に抑制し、相手のレーダーによる捕捉を困難とする技術である。

航空自衛隊は、F-22との模擬戦闘で完敗した経験から、ステルス機に大きな優位性を認識している。しかしながら、ステルス機が優位なのは、敵機を先に発見して、先にミサイルを発射するからであり、専守防衛を旨とする我が国において、必ずしも必要とは思われない。F-22は、実戦配備されている唯一の第5世代ステルス戦闘機であるが、F-35Aは開発中の機体であり、実証データはなく、いわば「絵に描いた餅」である。

また、対象国、特に中国のJ-20ステルス戦闘機は、外形だけは出来上がっているものの、実戦配備されるまでには、かなりの年数を必要とするものとみられ、ただちに、F-35Aを採用して対応する必要性には疑問が残る。

## 3 開発中の機体を購入するリスク

米国内でも、開発と量産を並行して実施しているF-35計画への批判が多い。特に我が国のように、単年度予算での購入で、柔軟に対応できない制度にはなじまないものである。機種選定時、購入に当たっては、当初導入時から運用段階まで、その納期、価格、性能を保証することを求めている。しかしながら価格については既に大きく増加することが確実であり、納期についても、改修なしという前提であれば、守れないと考えるのが現実的である。さらに、他機に比べ優れているとされる各種の性能についても実証されたものではなく、あくまでもカタログデータである。

共同開発国であるオーストラリアは、F-35の開発計画の遅れを認識し、代替えを予定していて、早期に退役されるFB-111については、F/A-18E、Fの導入を決定している。また、同じく共同開発国のカナダは価格上昇についての検討から、採用を見送っている。

価格、納期（完成時期）、性能など開発中の機体には付き物の、これらのリスクは、選定時にも十分認識されていたはずであるが、米国政府の保証がある以上、我が国の選定当事者は信用し受け入れざるを得なかつた事情は理解できる。

## 4 防衛産業に与える影響

航空機に関する技術、なかんずく戦闘機に関する先進技術は、過去、ライセンス生産を実施することにより、わが国の技術発展に大きく寄与してきた。これは、受注大企業はもちろん、それに連なる1千社から1千5百社に及ぶ下請け、孫請け会社に伝承され、一般産

業界にも大きな波及効果を上げてきた。

F-35Aはステルス性、ネットワーク技術等、先進技術を多く取り入れているが、選定対象3機種中もっとも国産化率（ライセンス生産率）が低く、当初においても防衛産業への貢献ができないことが懸念されたが、具体的な交渉の中では、さらに国産化率が低くなる可能性が指摘されてきている。特に、最先端技術については、ほとんど開示されないのでないかと危惧されている。それでは何のための導入なのかを疑ってしまう。

今回のF-35Aの導入は、米国政府の対外有償軍事援助（FMS:Foreign Military Sales）による契約を予定している。FMSはあくまでも「援助」であるため、米国政府の意向が強く影響し、納期、価格、性能などの諸条件が変更されることがしばしばあり、援助される側のわが国は対抗できない。

また、防衛産業界にとって、重要な「修理」についてもFMS契約になる可能性が強く、わが国の防衛産業界にとっては大きな痛手となることが懸念される。いちいち米国に持ち帰って修理するわけにはいかないため、米国の企業が、わが国に工場を設け、治外法権的な区画を作り、そこで作業することになるであろう。

修理については、我が国は、米国政府と契約し、その製造会社であるロッキードマーチン社が請負い、さらにその下請けとなったMH-Iなどのわが国企業で、作業することになるが、直接的にはMH-Iなどは責任を有しないため、故障解析（トラブルシューティング）などもかなり面倒な手続きとなることが予想される。

## 5 ライセンス生産の意義

いうまでもなく、防衛産業は国防の基盤として極めて重要である。

ライセンス生産とは、導入国（主として米国）から設計図と、製造技術等を取得し、我が国の防衛産業において製造される方式である。

戦闘機の国産ライセンス生産は、通常、完成機輸入、ノックダウン（いったん製造したものを分解して、輸入し、国内において再組立てする方式…組み立て技術を取得）、そしてライセンス生産（部品製造、機体製造・組み立て）、と順次技術を取得しながら移行し態勢を整備していく。

従来、我が国は最先端技術の駆使された戦闘機をライセンス生産することにより、先進技術の取得を設計技術、製造技術、組み立て技術とともに取得してきた。また、これらに伴い修理に関するノウハウ、故障や事故に対する即応体制も、国内企業に蓄積してきた。これらの蓄積は、とりもなおさず、有事においても、外国に頼らずに様々な対応を可能とするものである。

このような観点からすると、最先端技術についての我が国の製造分担が少ないF-35Aの採用は、我が国防衛産業に貢献できない可能性が高く、本来のライセンス生産の意義が極めて限定されたものとなる恐れがある。さらに最先端技術が開示されなければ、技術の継承という防衛産業にとっての重大な事項についても、取り返すことのできない禍根を残

す可能性がある。

## 6 リスク回避の解決策

我が国は米国との軍事上の関係なしでは立ち行かない。特に国力を増す中国に対処するためには必要不可欠の関係である。まして、米国も現状では、その国勢が衰退傾向にある。その点F-35Aの選定は、共同開発国が模様眺めを決め込む中、新たな参入者として参加してきた「救世主」として我が国を評価するであろう。

我が国の経済力をもってすれば、遅滞するF-35計画の完成にも大きく寄与すると思われる。しかしながら、我が国非常に限られた防衛予算、また固定的な会計制度を前提とする限り、大きく高騰する価格に対応することは現実問題として不可能である。

したがって、開発中の機体購入に対するリスク対策、危機管理として、米国が約束通りに事を運べない場合の代替策を講じる必要がある。

米国との関係を良好に保ち、なおかつ納期を維持し、価格高騰を許容値内に収め、さらに防衛産業の維持にも貢献できる解決策として、私は同じ米国政府提案のF/A-18Eを「予備機」として採用することを、米国政府に認めさせること以外にないと考える。

防空戦闘のところでも述べたが、今後10年以上在来型の戦闘を行う以上、空母部隊による防空戦闘を行う米海軍との協同についても重視しなければならず、その点では空母艦載現用機であり、実戦ノウハウを盛り込んだF/A-18EはF-35A以上に適切である。

## 結び

F-35Aに関する現状から、我が国は大きなリスクを背負おうとしている。さらに、防衛産業界にも大きなマイナスを与えようとしている。

このような契約を実行し、結果が悪かった場合「米国の言いなりになっている」という批判を浴び、我が国の防衛当局者、外交当局者の意図に反して、反米の機運を醸成してしまうのではないかと恐れる。先端技術を開示せず、国産化もさせない、我が国に対する技術移転を何故そのように懐疑的に行うのか。米国企業だけが良ければいいのか。

このようなリスクを回避し、わが国の防衛網に穴をあけることなく、さらに防衛予算を圧迫することもなく、防衛産業への恩恵にも考えをいたすとき、F/A-18Eの「予備機」としての採用と、そのための準備を進めることは、我が国が米国の真のパートナーとして存在するための「二枚腰」を示すことである。

防衛省との契約上、反対の立場を公にできない防衛産業各社は、苦悶していると思う。